

省電力設備導入緊急支援事業補助金 申請の手引き

栃木県環境森林部気候変動対策課

補助金を申請及び受給される皆様へ

本補助金は、本県の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、補助金にかかる不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付の申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、補助金の申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本補助金の申請受理決定を通知する前において、発注等を完了させ、工事に着手した設備等については、本補助金の対象とはなりません。
3. 国、市町その他の団体から経費の全部又は一部を補助される設備等の更新については、本補助金の対象とはなりません。
4. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、補助金の申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

【目 次】

1. 事業の概要	
(1) 目的	1
(2) 補助の概要	1
(3) 補助事業の手続きの流れ	2
2. 事業の内容	
(1) 補助対象者	3
(2) 補助対象設備	3
(3) 補助対象経費	4
(4) 補助率及び上限額	4
(5) その他の条件等	4
3. 申請等	
(1) 受付期間	5
(2) 申請書の提出	6
(3) 現地調査	7
4. 事業実施	
(1) 補助対象事業着手	7
(2) 補助対象事業の状況報告	7
(3) 補助対象事業の内容変更	8
(4) 補助対象事業の廃止	8
5. 実績報告等	
(1) 実績報告	9
(2) 完了検査	9
(3) 補助金の額の確定	9
(4) 補助金の請求	10
(5) 補助金の経理等	10
6. 補助対象事業終了後における補助事業者の責務等	
(1) 更新後設備の導入効果報告書の提出	10
(2) 取得財産の処分の制限	10
7. 記入例	11

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、中小企業者等による照明及び空調の省電力設備への更新に対し、補助金を交付することにより、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金等を含む物価の高騰を受けた事業者の負担軽減を図ることを目的とします。

(2) 補助の概要

① 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人及び学校法人等

② 補助対象設備

照明のLED化及び空調の高効率化

③ 補助率（額）

- ・ 設計費、機械装置等購入費、工事費の1／3以内
- ・ 上記の費用の合計が10万円以上の事業が対象
- ・ 補助上限額は100万円

④ 補助要件

既設の照明をLED化または空調を高効率化することにより、省電力効果が次のとおり見込めること。

- ・ 照明のLED化 : 電気使用量削減率50%以上
- ・ 空調の高効率化 : 電気使用量削減率20%以上

⑤ 計測機器の設置

更新後の設備にエネルギー使用量を計測する機器を設置すること。

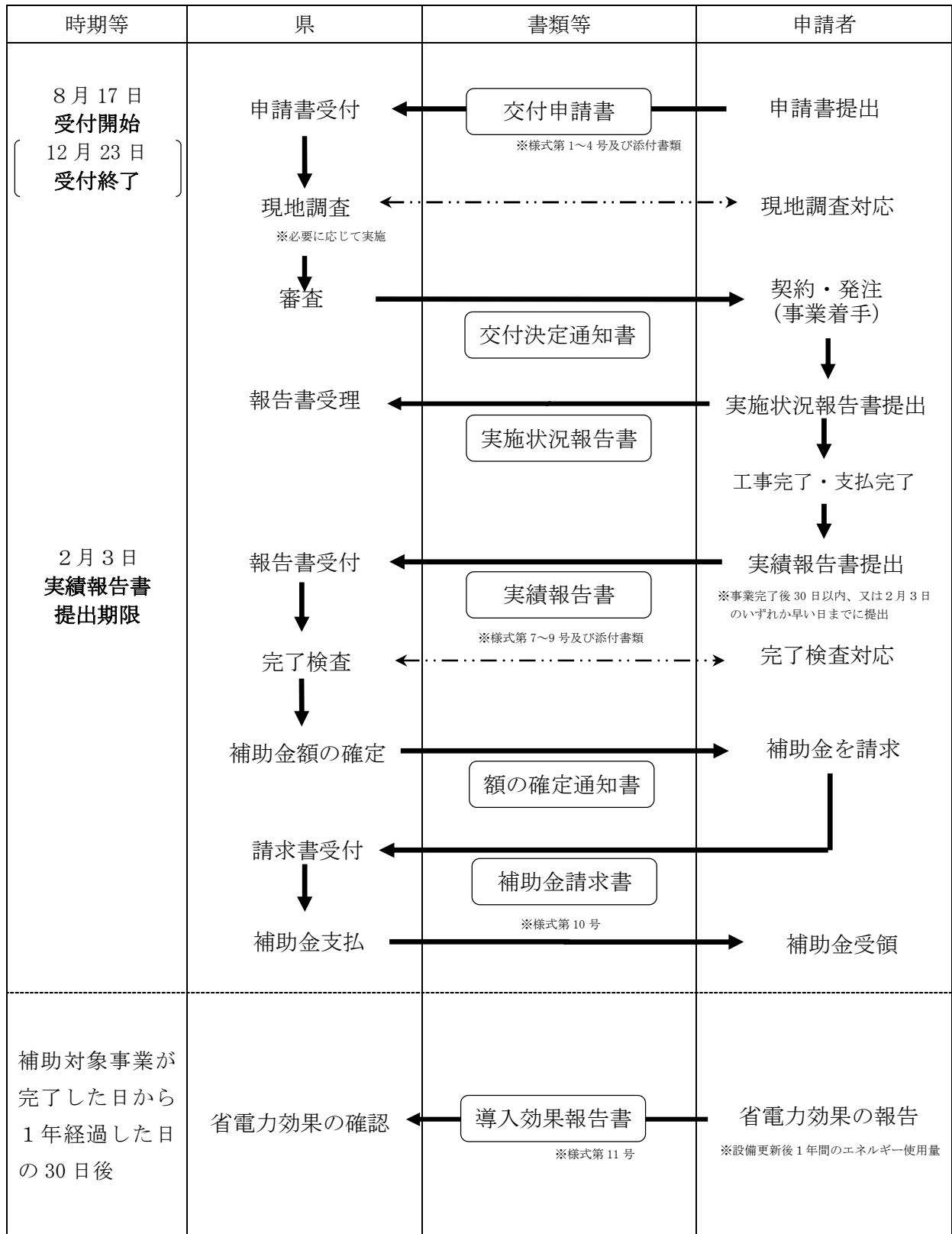
⑥ 更新後設備の導入効果の報告

補助事業者は、更新した設備のエネルギー使用量について、補助対象事業が完了した日から1年間分を同日から1年間を経過した日以後30日以内に導入効果報告書（様式第11号）により報告すること。

※毎月の電気使用量がわかる写真（メーター等）を添付してください。

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 事業の内容

(1) 補助対象者

補助対象者は、県内に事業所を有する中小企業者※1、中小企業団体※2、医療法人及び社会福祉法人であって、次のいずれにも該当するものです。

- ① 県税の滞納がないこと
- ② 暴力団排除にかかる誓約ができること

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、下表に規定する会社及び個人

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員（注）
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

➤ 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

注：労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」は、従業員として扱います。このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれます。

※2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

(2) 補助対象設備

既設の照明のLED化または空調の高効率化であって、次のいずれにも該当するもの。

- ・省電力効果が次のとおり見込めること。
 - 照明のLED化：電気使用量削減率50%以上
 - 空調の高効率化：電気使用量削減率20%以上
- ・エネルギー使用量を計測する機器（更新対象設備の使用量のみを計測するもの）を備えること※2

※1 電気使用量削減率は、更新前後でそれぞれの設備の1台あたりの消費電力（カタログ値等）1日あたりの使用時間、年間使用日数から年間電力使用量を算出して計算してください。

※2 常時、エネルギー使用量を計測するものに限りません。

- 照明設備の電力使用量削減率算出の例
 - ✓ 更新前「消費電力40wの蛍光灯40本を、1日10時間、年間250日使用」 $40 \times 10 \times 250 \times 40 = 4,000\text{kw}$
 - ✓ 更新後「消費電力40wの蛍光灯16本を、1日10時間、年間250日使用」 $16 \times 10 \times 250 \times 40 = 640\text{kw}$
 - ✓ 電力使用量削減率 $1 - 640(\text{更新後電力使用量}) / 4,000(\text{更新前電力使用量}) \times 100 = 84\%$
- 照明設備と空調設備を組み合わせて申請する場合は、電気使用量削減率が、照明の更新で50%以上、空調の更新で20%以上見込める必要があります。

(3) 補助対象経費

補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次の経費^{※1}を補助対象とします。

経費区分	内容
設計費	事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（消費税等及び事業計画書作成のための基本設計費を除く。）
機械装置等 購入費	事業に必要な機械装置等の購入 ^{※2} 、製造、修繕及び据え付け等に要する経費 ^{※3} （消費税等、土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）
工事費	事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（消費税等、処分費用、建屋の新築及び増築等に係る経費を除く。）

※1 補助対象経費の合計が10万円以上の事業を対象とします。

※2 発電電力量を計測する機器の購入を含みます。

※3 設備の処分費用は含みません。

(4) 補助率及び上限額

補助率：補助対象経費の1/3以内（上限額：100万円）

- ※ 照明と空調を両方更新し、それぞれ電気使用量削減率の要件を満たす場合、それぞれの補助対象経費の1/3（上限100万円）を補助します。

(5) その他の条件等

- ① 交付申請は、同一事業者につき同一年度内に照明及び空調各一回限りです。
- ② 交付決定後に、発注等を行い、工事に着手するものとします。
- ③ 国、市町その他の団体から補助金や助成金等を受けるものについては対象外です。
- ④ ESCO事業及びリース事業は対象外です。
- ⑤ 原則として、法定耐用年数^{※1}期間中は財産処分してはならないものとします。

※1 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」による。

➤ 申請の例

- ✓ 照明のLED化と空調の高効率化について同時に申請
- ✓ 照明のLED化について申請後、別途空調の高効率化について申請

3 申請等

(1) 受付期間

次の期間内において先着順に受け付けます。

受付期間 令和4(2022)年8月17日(水)から12月23日(金)まで

上記の受付期間内であっても、補助金交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、超えた日をもって受付を終了します。

なお、予算を超えた日に提出された申請については、内容を審査の上、予算の範囲内で温室効果ガス排出削減量の多いものから順に受け付けます。

(2) 申請書の提出

① 申請に必要な書類は、次のとおりとし、正本1部を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いません。控えはご自身で御用意ください。

提出書類	法人	個人
交付申請書(様式第1号) ※1	○	○
事業計画書(様式第2号) ※1	○	○
収支予算書(様式第3号) ※1	○	○
誓約書(様式第4号) ※1	○	○
役員名簿 ※1	○	—
県税に滞納がないことの証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの)	○	○
事業所(施設)の所有者の承諾書 (事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合)	(○)	(○)
法人登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの)	○	—
開業届又は税申告書の写し	—	○
事業実施前後の設備能力や規格が分かる資料(メーカーカタログ等)	○	○
更新後の設備に設置するエネルギー使用量等の計測機器にかかる資料(メーカーカタログ等)	○	○
見積書※2の写し	○	○
現行設備の設置状況写真及び設置位置図	○	○
補助事業者の概要が分かる資料(会社案内、パンフレット)	○	—
電気使用量削減率計算シート ※1	○	○

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 見積書について

- 原則として、同一型式の設備について、3者以上から見積書を徴取する。ただし、エネルギー使用量の計測機器等のみの見積書徴取であって、予定価格(見積額)が10万円未満(消費税を含む)の場合は、1者のみでも差し支えない。
- 申請書提出時点において、有効期限内であるものを提出する。
- 見積者の代表者印の押印があるものを提出する。
- 設備・工事の内容がわかるものとする。(「〇〇工事一式」等の記載は不可)
※「諸経費」については、できる限り詳細に内訳を記載すること

- ② 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る。）とします。
- ③ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
- ④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ⑤ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください（ホチキス等不可）。
- ⑥ 提出された書類等は、原則として返却しません。

（3）現地調査（必要に応じて実施）

申請書に記載された更新前設備の状況を確認するために必要があるときは、現地において調査を行います。

主な確認項目は、以下のとおりです。

- ① 更新前設備の設置状況及び稼働状況
- ② 更新前設備の稼働時間（運転記録簿、業務日誌、設備に設置されたタイマー、就業規則、タイムカード等により、稼働時間の根拠に客観性があるかどうかを確認）
- ③ 更新後設備の電気使用量等の計測方法（更新後の設備のみの電気使用量を計測する方法であることを確認します。）

※ 更新しない他の設備の電気使用量と併せて計測することは認められません。

4 事業実施

（1）補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた補助事業者は、速やかに事業に着手してください。

※ 交付決定前に事業に着手（発注、契約など）した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

（2）補助対象事業の状況報告

事業者は、補助対象事業の遂行状況について、実施状況報告書（参考様式）に次の資料を添付し、報告してください。

設備の種類	添付資料
照明・空調共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業にかかる契約書又は請書の写し ・ 更新前設備の製造番号（写真を添付のこと）及び製造年月

空調のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・更新前の機器に設置時に充填されていた冷媒種と冷媒の量がわかるカタログ等 ・更新前機器のフロン回収に伴い第一種フロン類充填回収業者が交付する「引取証明書」の写し ・更新後機器の試運転に伴う「冷媒漏えい点検記録簿」の写し
------	---

(3) 補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、補助対象事業のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとする際は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第5号）に事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添えて知事に提出し、その承認を得る必要があります。

なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

- ① 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
- ② 補助対象事業に要する経費について表1に掲げる経費区分ごとの配分の変更（総事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

表1

経費区分	内容
設計費	事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（消費税等及び事業計画書作成のための基本設計費を除く。）
機械装置等 購入費	事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕及び据え付け等に要する経費（消費税等、土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）
工事費	事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（消費税等、処分費用、建屋の新築及び増築等に係る経費を除く。）

(4) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を得る必要があります。

5 実績報告等

(1) 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了（工事が完了し、かつ施工業者等への支払いが完了）したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を正本1部提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和 5 (2023) 年 2 月 3 日（金）のいずれか早い日

書類の内容	法人	個人
実績報告書(様式7号) ※1	○	○
事業実績書(様式第8号) ※1	○	○
収支決算書(様式第9号) ※1	○	○
事業の実施状況が分かる写真及び位置図 ・事業実施後の設備位置図(計測機器を含む。) ・設備の設置状況が分かる写真(計測機器を含む。)	○ ○	○ ○
設備の確定仕様書 ※2	○	○
事業費の支払いが分かるもの ※3	○	○

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 更新後の設備の状況(設備の型式、台数、工事の内容等)がわかる納品書等を提出してください。「〇〇工事一式」等の記載のみの納品書等は不可、「諸経費」の内訳はできる限り詳細に記載すること

※3 請求書の写し及び領収書の写しを提出してください。

なお、領収書が無い場合は、補助事業に要した費用と同額を振り込んだことが分かる書類等(振込受付書等及び振り込んだ事実が確認できる通帳の写し等)を提出してください。

(2) 完了検査

実績報告書に記載された更新後設備の状況を確認するため完了検査を行います。

主な確認項目は、以下のとおりで、原則オンラインにより実施します。

(詳細な方法は別途お知らせします。)

- 更新後設備の設置状況及び稼働状況
- 更新後設備の電気使用量を計測する機器の設置状況及び計測状況
- 事業費の支払状況

(3) 補助金の額の確定

完了検査の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた補助事業者は、別途指定する期日までに補助金請求書(様式第10号)に、振込先の口座内容がわかる書類(通帳等の写し等)を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

補助事業者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類(契約書、領収書等)を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

6 補助対象事業終了後における補助事業者の責務等

(1) 更新後設備の導入効果報告書の提出

補助事業者は、更新した設備の電気使用量等を次のとおり報告してください。

- ・ 報告対象期間 補助対象事業が完了した日から1年間
- ・ 報告期限 補助対象事業が完了した日から1年間を経過した日以後30日以内
- ・ 報告様式 導入効果報告書(様式第11号)※

※毎月の電気使用量がわかる写真(メーター等)を添付してください。

(2) 取得財産の処分の制限

本補助金で取得又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

7. 記入例

様式第1号 (交付要領第3条関係)

省電力設備導入緊急支援事業補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 〇〇 〇〇 様

いずれか、または両方選択

所在地 栃木県〇〇市〇-〇

名称 〇〇株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

令和 〇〇 年度において省電力設備導入緊急支援事業 (照明LED化・空調設備高効率化) を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 1,216,000 円

様式第2号 3(2)事業費 ウ補助金交付申請額
様式第3号 3 支出明細 (事業費用の配分) 補助金交付申請額と一致
照明のLED化・空調の高効率化それぞれの補助上限額が100万円

(2) 事業の目的

記載例

地球温暖化対策の取組の一貫として、弊社ではエネルギー使用量の削減を進めており、工場の照明の未使用時消灯や空調の設定温度の適正管理等により対応してきた。

この度、更なるエネルギー消費量削減を目的に、〇〇工場の照明 (水銀灯) 及び節電効果の低い空調設備を省エネ型に交換する。

様式第2号（交付要領第3条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

事業を実施する事業所の名称及び所在地	〇〇株式会社 栃木県〇〇市〇-〇		
資本金の額又は出資の総額	1,000万円	従業員数	80人
業種	E 製造業（●●機械器具製造）※		
環境認証の取得状況	ISO14001、EA21、エコキーパー事業所認定制度等		
担当者	〇〇		
電話番号	〇〇-〇〇-〇〇	FAX	〇〇-〇〇-〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp		

※業種分類 A:農業、林業、B:漁業、C:鉱業、採石業、砂利採取業、D:建設業、E:製造業、F:電気・ガス・熱供給・水道業、G:情報通信業、H:運輸業、郵便業、I:卸売業、小売業、J:金融業、保険業、K:不動産、物品賃貸業、L:学術研究、専門・技術サービス業、M:宿泊業(旅館業)、飲食サービス業、N:生活関連サービス業、娯楽業、O:教育、学習支援業、P:医療、福祉、Q:複合サービス業、R:サービス業(他に分類されないもの)

2 事業概要

〇〇株式会社〇〇工場照明・空調設備交換工事

- ・LED照明への更新 20台
- ・電気工事一式
- ・省エネタイプの空調への更新 2台
- ・据付工事一式

電気使用量削減率
計算シートを活用し算出

「年間使用日数」「1日当たりの使用時間」は、直近1年間の稼働実績により記入すること

3 実施計画

(1) 現行及び事業実施後の設備の電気使用量及び二酸化炭素排出量

	設備 (メーカー・型式等)	台数 (C)	1台当たり 消費電力 (D)	年間使用 日数 (E)	1日当たり 使用時間 (F)	年間電気 使用量 (C) × (D) × (E) × (F)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
現行	水銀灯 (〇〇社・××-〇〇)	20台	415W	250日	10時間	20.75千kWh(G)	9.56
実施後	LED照明 (〇〇社・××-〇〇)	20台	105W	上記と同じ		5.25千kWh(H)	2.49
現行	空調 (〇〇社・××-〇〇)	2台	冷房4.5kW 暖房7.2kW	100日 100日	10時間 10時間	9.00千kWh 14.40千kWh 計23.40千kWh(G)	11.12
実施後	空調 (〇〇社・××-〇〇)	2台	冷房3.2kW 暖房3.2kW	上記と同じ		6.40千kWh 6.40千kWh 計12.80千kWh(H)	6.08
電気使用量削減率 (1-(H)/(G))							
照明のLED化 (要件:おおむね50%以上)	74.6%			空調の高効率化 (要件:おおむね20%以上)	54.7%		

上記算出根拠の詳細記入欄

水銀灯の年間使用日数は弊社の令和2年度年間カレンダーに基づき 250 日、1日当たり使用時間は実績に基づき 10 時間とした。空調の年間使用日数及び1日当たり使用時間については、実績に基づき記載した。

(注1) 年間使用日数、1日当たり使用時間等の根拠を記入する。

様式第3号 3支出明細 「事業に要する費用 総計」と一致

(2) 事業費

様式第3号3支出明細（事業費用の配分）のとおり。

(3) 事業実施スケジュール

項目	令和4年						令和5年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 照明設備 更新工事		■							
2 空調設備 更新工事				■					
3 点検						■			

(4) 事業開始・完了予定年月日

事業開始予定年月日 令和4年 9月 1日

事業完了予定年月日 令和4年 12月 30日

工事が完了し、施工業者等への支払いが完了する予定日を記載
 なお、事業完了後、30日以内又は令和5(2023)年2月3日の
 いずれか早い日までに実績報告書を提出すること

様式第3号（交付要領第3条関係）

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
栃木県 借入金	1,216,000	〇〇銀行
自己資金	1,500,000	
	1,354,000	
計	4,070,000	

(注1) 借入金がある場合には、調達先の金融機関や会社を備考欄に記載すること。

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
設計費	100,000	
設備購入費	2,700,000	
工事費	900,000	
消費税	370,000	
計	4,070,000	

3 支出明細（事業費用の配分）

費目	事業に要する費用		補助対象経費	補助金交付申請額
	金額	内容	金額	
設計費	50,000	照明設備改修工事設計費	50,000	
	50,000	空調設備改修工事設計費	50,000	
(小計)	100,000		100,000	
機械装置等 購入費	1,800,000	LED 照明設備	1,800,000	
	800,000	空調設備	800,000	
	50,000	計測機器 (LED 分)	50,000	
	50,000	計測機器 (空調分)	50,000	
(小計)	2,700,000		2,700,000	
工事費	350,000	照明工事費	350,000	
	400,000	空調機据付工事費	400,000	
	50,000	撤去費 (LED 分)	50,000	
	50,000	撤去費 (空調分)	50,000	
	50,000	処分費 (産廃等)	0	
(小計)	900,000		850,000	
合計	2,300,000	照明関係	2,300,000	766,000
	1,350,000	空調関係	1,350,000	450,000
	50,000	処分費	0	
消費税	370,000			
総計	4,070,000			

(注2) 補助金交付申請額の合計は補助対象経費合計の1/3以内の額を記載し、1,000円未満の端数は切り捨てる。

様式第7号（交付要領第9条関係）

実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 〇〇 〇〇 様

県から交付された「交付決定通知書」から転記

所在地 栃木県〇〇市〇-〇

名称 〇〇株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた省電力導入緊急支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第8号（交付要領第9条関係）

事業実績書

1 申請者の概要

事業を実施する事業所の名称及び所在地	〇〇株式会社 栃木県〇〇市〇-〇		
資本金の額又は出資の総額	1,000万円	従業員数	80人
業種	E 製造業（●●機械器具製造）※		
環境認証の取得状況	ISO14001、EA21、エコキーパー事業所認定制度等		
担当者名	〇〇		
電話番号	〇〇 - 〇〇 - 〇〇	F A X	〇〇 - 〇〇 - 〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp		

2 事業概要

〇〇株式会社〇〇工場照明・空調設備交換工事

- ・LED照明への更新 20台
- ・電気工事一式
- ・省エネタイプの空調への更新 2台
- ・据付工事一式

3 実施実績

(1) 現行及び事業実施後の設備

	設備 (メーカー・型式等)	台数 (C)	1台当たり 消費電力 (D)	年間使用 日数 (E)	1日当たり 使用時間 (F)	年間電気 使用量 (C) × (D) × (E) × (F)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
現行	水銀灯 (〇〇社 ・××-〇〇)	20台	415W	250日	10時間	20.75千kWh	10.38
実施後	LED照明 (〇〇社 ・××-〇〇)	20台	105W	上記と同じ		5.25千kWh	2.63
現行	空調 (〇〇社 ・××-〇〇)	2台	冷房4.5kW 暖房7.2kW	100日 100日	10時間 10時間	9.0千kW 14.40千kW	11.70
実施後	空調 (〇〇社 ・××-〇〇)	2台	冷房3.2kW 暖房3.2kW	上記と同じ		6.40千kW 6.40千kW	6.40

(2) 事業費

様式第9号3支出明細（事業費用の配分）のとおり。

(3) 事業実施スケジュール

項目	令和4年			令和5年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 照明設備 更新工事		■						
2 空調設備 更新工事				■				
3 点検					■			

(4) 事業開始・完了年月日

事業開始年月日 令和4年9月1日

事業完了年月日 令和4年12月20日

実施状況報告書の事業着手日と一致

工事が完了し、施工業者等への支払いが完了した日を記載
なお、事業完了後 30 日以内、又は令和 5 (2023) 年 2 月 3 日のいずれか
早い日までに実績報告書を提出すること

様式第9号（交付要領第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
栃木県 借入金	1,216,000	〇〇銀行
自己資金	1,500,000	
	1,354,000	
計	4,070,000	

(注1) 借入金がある場合には、調達先の金融機関や会社を備考欄に記載すること。

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
設計費	100,000	
設備購入費	2,700,000	
工事費	900,000	
消費税	370,000	
計	4,070,000	

3 支出明細（事業費用の配分）

費目	事業に要する費用		補助対象経費	補助金交付申請額
	金額	内容	金額	
設計費	50,000	照明設備改修工事設計費	50,000	
	50,000	空調設備改修工事設計費	50,000	
(小計)	100,000		100,000	
機械装置等 購入費	1,800,000	LED 照明設備	1,800,000	
	800,000	空調設備	800,000	
	50,000	計測機器 (LED 分)	50,000	
	50,000	計測機器 (空調分)	50,000	
(小計)	2,700,000		2,700,000	
工事費	350,000	照明工事費	350,000	
	400,000	空調機据付工事費	400,000	
	50,000	撤去費 (LED 分)	50,000	
	50,000	撤去費 (空調分)	50,000	
	50,000	処分費 (産廃等)	0	
(小計)	900,000		850,000	
合計	2,300,000	照明関係	2,300,000	766,000
	1,350,000	空調関係	1,350,000	450,000
	50,000	処分費	0	
消費税	370,000			
総計	4,070,000			

(注2) 補助金交付申請額の合計は補助対象経費合計の1/3以内の額を記載し、1,000円未満の端数は切り捨てる。

様式第 10 号 (交付要領第 11 条関係)

補助金請求書

金 1, 210, 000 円

県から交付された「額の確定通知書」から転記

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号で額の確定の通知があった省電力設備導入緊急支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 〇〇 〇〇 様

所在地 栃木県〇〇市〇-〇

名 称 埴田海運株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

※ 補助金振込先金融口座は、別添通帳の写しのとおり。

(参考様式)

省電力設備導入緊急支援事業実施状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 〇〇 〇〇 様

所在地 栃木県〇〇市〇-〇
名 称 〇〇株式会社
代表者 代表取締役 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号で補助金の交付決定を受けた省電力設備導入緊急支援事業の実施状況を下記のとおり報告します。

記

添付資料(1)の契約書の契約日、注文請書の請け日、注文書の注文日と一致

- 1 事業着手日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 事業完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 更新前設備・機器の状況

設備の種類	製品仕様、型式	製造番号	導入年月	備 考
水銀灯	〇〇社・××-〇〇	〇〇××-〇〇	1995年3月	
空調	〇〇社・××-〇〇	〇〇××-〇〇	2000年4月	

- 4 添付資料
 - (1) 補助対象事業にかかる契約書、注文請書又は注文書の写し
 - (2) 上記3で記載した製造番号がわかる画像
 - (3) その他、知事が求める書類

